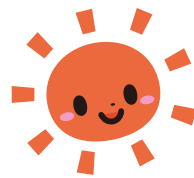


令和  
5年度

千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金

子どもの居場所づくり



# 応援事業助成金

応募  
期間

令和4年  
12月19日月

令和5年  
1月27日金

※当日消印有効

助成  
金額

1団体上限  
10万円

千葉県内において実施する、  
子どもの居場所づくり  
に取り組む団体に対して  
助成します。

子ども  
食堂

学習  
支援

プレイ  
パーク

その他の  
居場所  
(体験活動、多世代  
交流など)

## 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に  
実施する事業

## 対象団体

県民が主体となって自発的に子どもの居場所づくりに  
取り組んでいる非営利団体

※法人格の有無は問いません。

※宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体、政党を推薦、  
支持、反対することを目的とした団体、又は暴力団若しくは暴力  
団員の統制下にある団体は除きます。

## 対象経費

子どもの居場所づくりに要する費用

(給食材料費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、旅費  
交通費、光熱水費、燃料費、会議費、人件費、諸謝金など、事業に  
直接・間接に必要な経費)

## 応募方法

### 1 応募用紙(募集要項・申請様式)

本会ホームページからダウンロード  
できます。

<http://www.chibakenshakyo.com>  
⇒「千葉県社協からのお知らせ」内

### 2 提出方法

応募書類を郵送してください。  
(ファックス、Eメールは受理しません。)  
また、提出いただいた応募書類は  
返却しません。

### 3 提出先

千葉県社会福祉協議会 総務部

※他の助成金・補助金等の支援を受けていても申請できます。

※詳しくは募集要項をご覧ください。 ※審査の結果は、令和5年3月下旬までに書面でお知らせします。

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 総務部

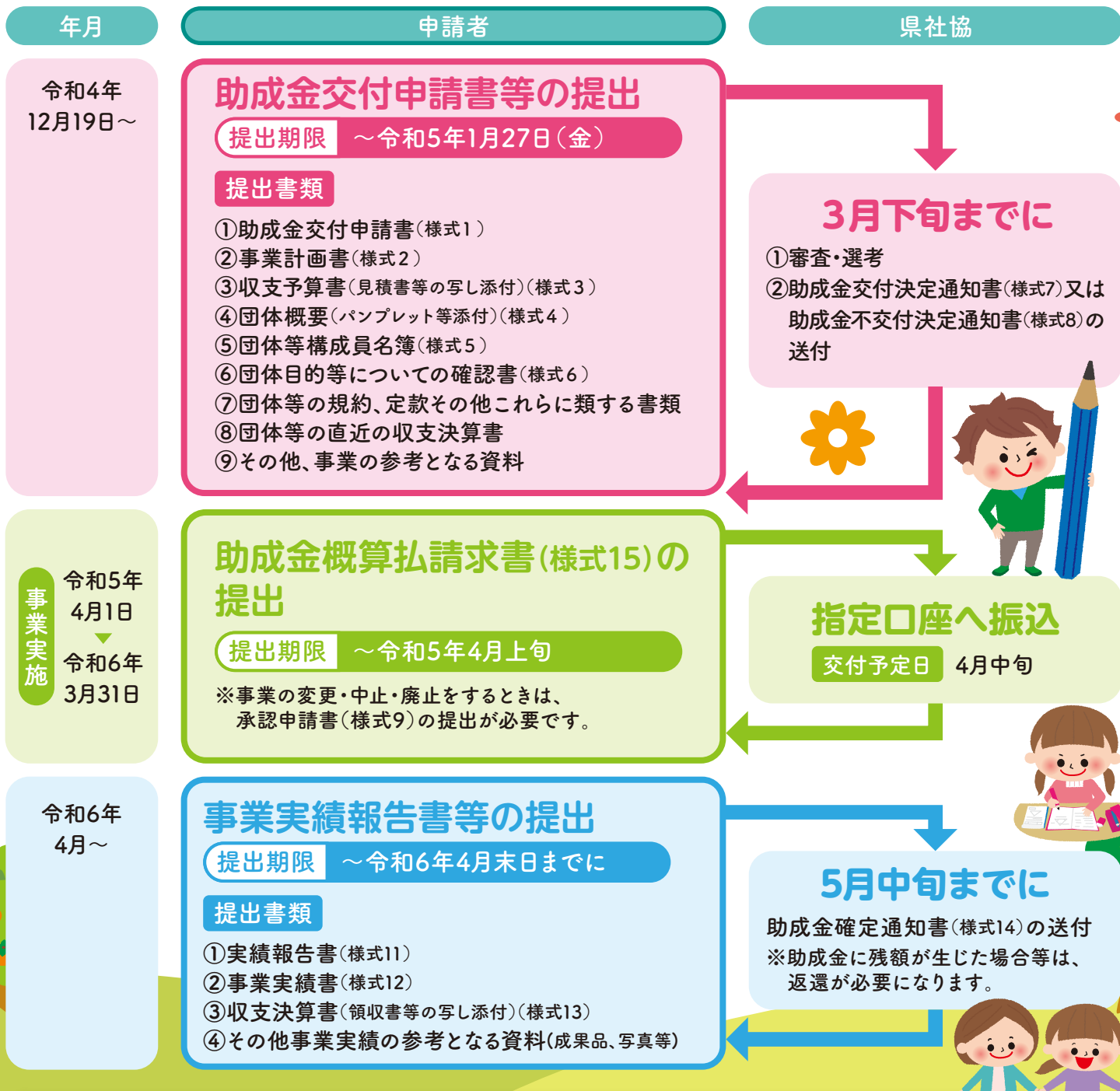
提出・  
問い合わせ先

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2階

TEL/043-245-1101 FAX/043-244-5201 本会ホームページ/ <http://www.chibakenshakyo.com>



# 申請～交付～報告までの流れ



## 千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金について

千葉県社会福祉協議会では、昭和52年に交通遺児援護基金を設立し、県内の交通遺児に対して見舞金や勉学奨励金等を支給する事業に取り組んできました。

しかしながら、基金設立当時の交通戦争と呼ばれていた状況は大きく改善し、少子化を背景として交通遺児は著しく減少しています。一方、日本の子どもの7人に1人が貧困状態といわれており、コロナ禍において困難を抱える子どもたちの環境はますます厳しくなっています。

このような状況を踏まえ、本会は、交通遺児援護激励事業は現行どおり継続することを前提に、子どもの健全な育成を支援するため、様々な形で子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体に対して助成する事業を行います。

**千葉県社会福祉協議会 総務部 TEL:043-245-1101**

※千葉県社会福祉協議会では、ボランティア団体、NPO等が行う市民福祉活動に対して、別途「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金 市民福祉活動団体助成事業」も行っています。